

## ILO 条約にみる老齡，廢疾または扶養者の 死亡に対する所得保障

有 国 和 子

1. 國際的な，所得保障を含む社会保障全般に關しての提言は，國際連合をはじめとして，國際兒童福祉連合 (UNICEF)，國際社会保障協會 (ISSA)，世界労働組合連盟 (WFTU)，國際労働機関等が行なっているところであるが，これらの諸機構の行なってきた提言のうち，WFTU が 1953 年 3 月主催し，ウィーンに日本を含む世界 59 ヶ国からの参加者を集めて開催された國際社会保障會議で作成された「社会保障綱領」および ILO 102 号条約として知られる「社会保障の最低基準に關する条約」の二つは，社会保障一般について，きわめて具体的な基準を提示している点において貴重な存在であると言えよう。

また，前述の各機構によって行なわれる社会保障に關する提言のうち，それらが單なる宣言，勸告，発表にとどまらず，國際立法として参加国への批准についての要請と，批准国に対する監督が及ぶものは，ILO の条約に限られている。本稿においては，この ILO 条約における所得保障，とくに年金による所得保障について若干の整理を行うこととしたい。

そもそも，ILO は，1919 年パリで調印されたベルサイユ平和条約第 13 編を設立根拠とする機関で，「社会正義を推進することにより，永続的平和の樹立に貢献すること」および「國際的活動により，労働条件および社会的安定を促進すること」を目的とし，さらにこの目的達成のために，政府，使用者および労働者の三者構成による會議を開いて，國際的最低基準を勸告し，あるいは，それに関する國際労働条約を採択することを，その大きな任務としているものである。

このような ILO の条約は，普通の二国間で締結される國際条約と同様に，批准または受諾という手續によって効力を生ずることとなっている。したがって，一つの ILO 条約が法的効力を持つに至るためには，一定数の加盟国が批准を登録してから一定期間を経過することが必要とされている。条約を批准した国は，これを自国の法の中に生かす義務を負うことになり，加盟国がこれを廢

棄しない限り，例え ILO を脱退しても一定期間内は，その条約に拘束されることとなっている。

また，国によってその背景となる事情が相当異なるため，条約ではなかなか基準を守り切れないような問題の場合には，各国に適した方法で基準を適用することが必要となり，このために考えられたのが勸告という形式である。したがって，勸告は，各国の法律や団体協約の作成にとって一つの有力な指針として役立つものであるが，事情が許せば，いつかは条約化する予備的措置として設けられることが多い。

すなわち，条約は國際的最低基準を國際的義務の受諾を意図して定めたものであり，勸告は義務よりはむしろ進歩のプログラムを打ち出すものであると言えよう。

2. ILO は，1925 年以降 10 年間に，労働者災害補償，疾病保險，老齡，遺族等の事故に対する年金保險，失業保險に關する諸条約を採択し，これらの社会保障の分野において原理上の指導的地位に立ってきた。すなわち，

失業ニ関スル条約 (第 2 号)

農業における労働者補償に關する条約 (第 12 号)

労働者災害補償に關する条約 (第 17 号)

労働者職業病補償ニ関スル条約 (第 18 号)

労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約 (第 19 号)

工業及び商業に於ける労働者並びに家庭使用人の為の疾病保險に關する条約 (第 24 号)

産前産後に於ける婦人使用に關する条約 (第 3 号)

農業労働者の為の疾病保險に關する条約 (第 25 号)

工業的又は商業的企業に使用せらるる者，自由職業に使用せらるる者並びに家内労働者及び家庭使用人の為の強制老齡保險に關する条約 (第 35 号)

農業的企業に使用せらるる者の為の強制老齡保險に關する条約 (第 36 号)

工業的又は商業的企業に使用せらるる者，自由職業

に使用せらるる者並びに家内労働者及び家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約 (第 37 号)

農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約 (第 38 号)

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者、並びに家内労働者及び家庭使用人の為の強制寡婦及び孤児保険に関する条約 (第 39 号)

農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及び孤児保険に関する条約 (第 40 号)

労働者職業病補償ニ関スル条約 (第 42 号)

非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約 (第 44 号) 1934 年

廃疾、老齢並びに寡婦及び孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約 (第 48 号) 1935 年

失業に関する勧告 (第 1 号)

産前産後における農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告 (第 11 号)

農業に於ける社会保険に関する勧告 (第 17 号)

労働者補償の最小限度の規模に関する勧告 (第 22 号)

労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告 (第 23 号)

労働者職業病補償に関する勧告 (第 24 号)

労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告 (第 25 号)

疾病保険の一般原則に関する勧告 (第 29 号) 1927 年

廃疾、老齢並びに寡婦及び孤児保険の一般原則に関する勧告 (第 43 号)

失業保険及び失業者の為の各種の扶助に関する勧告 (第 44 号)

以上の条約および勧告が、それまでの ILO の活動の具体的な成果であった。

その後、世界各国においては、1935 年におけるアメリカ合衆国の社会保障法、第 2 次世界大戦前に公布されたニュージーランドの社会保障法、大戦中のイギリスのベヴァリッジ報告等がそれぞれ作成され、これらを通して、社会保険と社会扶助を総合したものとしての社会保障制度が各国において次第に確立されて来た。

1944 年、ILO は、フィラデルフィアにおいて総会を開催し、このようにして各国において確立して来た社会

保障についての考え方をもとに、加盟国が、労働立法ないし社会立法の分野で戦後の計画を立案し、また加盟諸国相互の意見の統一を図ることを目的として、所得保障勧告および医療保障勧告を採択した。

所得保障に関する勧告 (第 67 号)、軍隊および類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障および医的保護に関する勧告 (第 68 号)、医的保護に関する勧告 (第 69 号) がこれである。

その後、1949 年、ILO 理事会は、これらの勧告の本旨を確実に法律上の義務を課することのできる条約に盛り込むべき時機が熟したと考へて、この問題を総会で採りあげることとした。こうして諸国政府との協議と 2 回にわたる ILO 総会の審議を経て、1952 年、第 35 回 ILO 総会において「社会保障の最低基準に関する条約」(第 102 号) が採択されることとなったわけである。

この条約によって、所得保障の分野においても、老齢年金、廃疾年金および遺族年金について具体的な基準が定められるに至ったのである。

一方、1957 年、第 134 回理事会において社会保障の分野における戦前の条約の再検討の必要性について注意が喚起され、1958 年には、この問題についての専門家会議が招集されることとなった。この会議では、社会保障の概念と、その制度への期待は、戦前条約が採択されたときには予測できなかった程に変化、発展してきていること等多くの問題を指摘し、「ILO 第 102 号条約を基礎として、社会保障に関する戦前の条約を再編成すること」を勧告した。さらに、1961 年事務局長は、第 150 回理事会において、戦前の社会保障条約の再編成は、次のような段階により行われるべきであることを提案した。

- (1) 産業災害と職業病の場合の給付に関する文書
- (2) 老齢、廃疾、遺族年金に関する文書
- (3) 疾病給付に関する文書
- (4) 失業給付に関する文書

この提案に基づいて、その後の総会の審議が行われることとなり、1964 年には第 48 総会において、「産業災害及び職業病の場合の給付に関する条約 (ILO 第 121 号)」が採択され、第 2 段階として ILO 第 35~40 号条約の改正および廃疾、老齢および遺族給付に関する勧告が 1966 年の第 50 回総会の議題として上提されるに至り、引き続き 1967 年の第 51 回総会において ILO 第 35~40 号条約の改正案および勧告案が採択される見通しである。また、さらに、第 3 の疾病給付に関する文書の改

正についても上提が予定されている。

### 3. ILO 第 35~40 号条約の概要

ILO 第 35~40 号条約が採択された当時においては、世界各国における社会保障も貧弱であり、社会保障の概念もきわめて狭いものであり、また、老齢、廃疾、扶養者の死亡に対する所得保障も、各条約の名称のとおり、保険に基くものに限られていたと言って良い状況にあり、さらに、これらの保険に対する一般の認識も浅いものであった。このような状況を背景として採択された第35~40号条約であるため、その内容も、具体的に給付水準や受給要件の基準を定めることよりは、保険制度が私的に、あるいは営利を目的として運営されることなく、また、被保険者が不利益をこうむることのないように運営されるための基準を規定することに重点が置かれている。例えば、「保障制度は、公の機関に依りて設立せられ且営利の目的を以て経営せられざる機関に依り、又は国の保険基金に依り、管理せらるべし。」(第 35 号条約第 10 条、第 36 号条約第 10 条、第 37 号条約第 11 条、第 38 号条約第 11 条、第 39 号条約第 13 条、第 40 号条約第 13 条)の規定や「被保険者又は其の法定承継人は、給付に関する紛争に付出訴の権利を有すべし。保険加入義務又は拠出金の率に関する紛争に付ては、被用者は、出訴の権利を有すべく、又その使用者は、使用者の拠出金に関し規定する制度の下に於て出訴の権利を有すべし。」(第 35 号条約第 11 条、第 36 号条約第 11 条、第 37 号条約第 12 条、第 38 号条約第 12 条、第 39 号条約第 14 条、第 40 号条約第 14 条)の規定がそれである。

また、「年金を受くる権利に付ては、資格期間の完了を条件と為すことを得。右資格期間は、保険加入以降に於ける及び保険事故発生直前の所定期間中に於ける最小回数 of 拠出金の払込を包含することを得。」とか、「被保険者およびその使用者は、保険制度の財源に拠出すべし。」というような、今日ではすでに当然のことともなっている、制度の原則論的抽象規定が多いのも特徴である。

一方、給付水準などについては、簡単かつ抽象的規定をしたのに止っており、適用対象についても、原則としては、工業的もしくは商業的企業または自由の職業に使用される労働者、農業的企業に使用される労働者、家内労働者ならびに家庭使用人を対象としているが、所定の額を越える報酬を受ける労働者、自由職業に従事する非筋肉労働者、臨時的雇用者等大幅に適用除外とすること

ができることとされている。

給付額および資格要件については、「年金は、保険加入期間に応ずると否とを問わず、固定額なるか、保険の為に考慮せらるる報酬の割合なるか又は払込まれたる拠出金の額に応じて変化するものなるべし。年金が保険加入期間に応じて変化し且其支給が被保険者に依る資格期間の完了を条件と為さるる場合には、年金は、最低率が保障せられざる限り、保険加入期間に関係なき固定額又は固定部分を包含すべし。」あるいは、「年金は、国内の法令または規則に依り定められるべき年齢に於て支給せらるべし。尤も右年齢は、65 歳を越えざるべし。」等の規定が行われている。

このような ILO 第 35~40 号条約は、採択当時においては、各国の社会保障の新しい指針として画期的なものであったにもかかわらず、その後各国で次々と社会保障が伸長し、これらの基準が当然の前提となってくるに至り、徐々に ILO 条約としての意義、すなわち、各国の社会保障の水準を引き上げるといふ使命を失いがちになっていったわけである。

### 4. ILO 第 102 号条約の概要

この条約は、社会保障制度のもとに実施すべき各種の給付、すなわち、医療、疾病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、分娩給付、廃疾給付および遺族給付について、それぞれ、適用を受ける事故、被保険者の範囲、給付の種類およびその水準、資格期間、給付期間などの最低基準を規制したものである。

年齢、廃疾、遺族の年金給付についての具体的基準は、次のとおりである。

#### 老齢給付

##### (1) 適用対象

適用対象は、次のいずれかとされなければならないこととされている。

- ① 全被用者の 50% 以上
- ② 全住民の 20% 以上を構成する経済的稼働人口
- ③ 事故期間中の資産が所定額以下である全住民

##### (2) 受給要件

- ① 支給開始年齢は、65 歳または権限ある機関が当該国の老齢者の労働能力を考慮して定める年齢とされている。
- ② 資格期間については、30 年の保険料拠出期間、30 年の雇用期間または 20 年の居住期間よりも厳しい

ものであってはならないとされている。ただし、経済活動に従事する全ての者が保護される場合には、拠出についての所定の期間を満し、かつ、1年につき所定の回数以上の拠出を行ったこと、あるいは、拠出回数の年平均が所定回数以上であることを要件とすることができる。

### (3) 給付額

給付額は、年金受給年齢に達した妻を有する男子に対して、次の基準を満すものでなければならない。

50%以上の被用者または全住民の20%以上を構成する経済移動人口が適用対象とされる場合の給付額は、受給者の従前の所得の40%または「普通成年男子労働者」の賃金の40%を越えるものでなければならない。給付額が受給者の従前の所得に応じて支給される場合にあっては、従前の所得について最高限を設けることができる。ただし、この最高限は、「熟練男子労働者」の賃金に等しいか、それを越えるものでなければならない。この場合の「普通成年男子労働者」および「熟練男子労働者」の定義は、後述のILO第35~40号条約におけるものと同様である。

### 廃疾給付

#### (1) 適用対象

老齢給付に同じ。

#### (2) 受給要件

① 給付の対象となる事故は、有償活動への所定の程度の就業不能で永久的なものとなる虞れのあるものまたは疾病給付の終了後も存続するものとされている。

② 資格期間としては、15年の保険料拠出期間、15年の雇用期間または10年の居住期間以上に厳しいものであってはならないとされている。ただし、経済的活動に従事する全ての者が適用対象とされている場合には、3年以上の拠出期間を有し、かつ、1年につき所定の回数以上の拠出を行ったこと、あるいは、拠出回数の年平均が所定回数以上であることを要件とできるとされている。

#### (3) 給付額

妻および2子を有する男子に対し、老齢給付と同様の給付が行われなければならないこととされている。

### 遺族給付

#### (1) 適用対象

老齢給付の適用対象者の扶養する妻および子。

#### (2) 受給要件

① 適用を受ける事故は、扶養者の死亡の結果その寡婦または子が被る扶養の喪失とする。ただし、寡婦については、さらに、寡婦が自活できないことを要件とすることができる。

② 扶養者の資格期間については、15年の保険料拠出期間、15年の雇用期間または10年の居住期間以上に厳しいものであってはならないこととされている。ただし、経済活動に従事する全ての者が適用対象とされている場合には、廃疾給付と同様に、3年以上の拠出期間を有し、かつ、1年につき所定の回数以上の拠出を行ったこと、あるいは、拠出回数の年平均が所定回数以上である場合にも、給付が確保されなければならないこととされている。

#### (3) 給付額

2子を有する寡婦に対し、老齢給付の場合と同様の給付が行われなければならない。

以上が、ILO 102号条約中の老齢給付、廃疾給付および遺族給付の概要であるが、このように給付水準などについて具体的基準が定められたことは、まさに画期的なことと言えよう。また、給付水準が賃金の一定割合として定められたこと、ならびに第65条および第66条において、「老齢、業務災害(労働不能の場合を除く。)、廃疾および扶養者の死亡に関する定期的支払金の額は、生計費の相当な変動により一般所得水準に相当な変動があった場合には、検討を加えるものとする。」として、給付額の調整の規定が行われたことは、注目すべき点であろう。

### 5. ILO 第35~40号条約改正案の概要

ILO条約の改正の手続としては、通例「2回討議手続」が踏まれる。すなわち、フリー・トーキングという形で当該議題についての各国の討議、見解の発表を中心として内容の大筋を決める第1次討議と、条約の採択を前提として条約案を検討する第2次討議を経るものが、これである。この第1次討議および第2次討議は、通常2ヵ年計画で行われている。

現在、ILO第35~40号条約の改正案と言い得るものが何種類か存在するが、その理由は、この2回討議手続のために、第1次討議に先立ってILO事務局が各国の意見を聴取するためにたたき材料として作成した要綱、この要綱に対する各国の意見を参考として、事務局が第1次討議資料として作成した第1次テキスト案、第50

回総会での最終意見としてまとめられた第1次討議結論案、第1次討議を勘案して事務局が条約案の形で起案し各国に送付された条約案テキストと、このように何段階にも分けて作成されてきているためである。

さらに、第2次討議が開催までには、条約案テキストに対する各国の意見をまとめて、第2次討議の資料となる条約案が作成される予定である。

このうち、本稿では、条約案テキストをもってひとまず「改正案」とするものとした。

改正案は、第1部 一般規定、第2部 廃疾給付、第3部 老齢給付、第4部 遺族給付、第5部 定期的支払金の従うべき基準、第6部 共通規定、および第7部 雑則から構成され、適用すべき事故として、老齢、廃疾、扶養者の死亡を規定している。それぞれの事故に関して支給される給付の概要は、次のとおりである。なお、改正案が次 ILO 総会で採択された場合には、各国はそれを批准するにあたっては、農業部門のみについて当該条約を批准する、あるいは、非農業部門のみについて批准するというように部門別に批准できるように組み立てられている。これは、各国の年金制度の多くは、被用者年金を中心として発展しており、農業部門の立ち遅れている場合が多いので、部門別の批准を可能にし、実質的に無意味な条約となることを排除しようとする意図によるものである。

#### 老齢給付

##### (1) 適用対象

適用の仕方は、次の三とおりのいずれでも良いこととされている(第16条)。

- ① 批准を行った経済部門のすべての被用者
- ② 批准を行った経済部門の全稼働人口の70%以上
- ③ すべての住民

##### (2) 支給要件

- ① 被保険者期間は、次のいずれよりも厳しいものであってはならない。すなわち、30年の保険料拠出期間、30年の雇用期間または20年の居住期間。また、経済活動に従事する全ての者が適用対象となっている場合には、拠出についての一定の資格期間を満した者であって、かつ、1年につき所定の回数以上の拠出を行った者または拠出回数の年平均が所定回数以上の者であることを要件とすることができる(第18条)。
- ② 支給開始年齢は、65歳か、または、その国の権威ある機関が人口的、経済社会的基準を鑑みて定める

年齢を上まわるものであってはならない(第15条)。

- ③ 資産または所得については、適用を受ける制度が全住民を対象とする場合に限り、所定の額以上の所得(この場合、資産は所得に換算することができる)を有する者には、支給する必要がないとすることができる(第16条)。

##### (3) 給付額(年金受給年齢の妻を有する男子に対して)

- ① 被用者の全てまたは全経済稼働人口の70%以上が適用対象とされている場合の給付額は、次のいずれかに該当するものでなければならない。第1は、受給者の従前の所得の45%以上でなければならない。ただし、従前の所得には上限を設けることができることとされている。したがって、この所定の上限を上まわる所得を有する者については、その者の従前所得の45%に相当する給付を確保する必要はないわけである。この場合、従前所得の上限は、「熟練男子労働者の賃金」に等しいかこれを上まわるものでなければならない。ここで、「熟練男子労働者」とは、機械類(電気機械類を除く)の製造に従事する取付工もしくは旋盤工またはこれらと同等の者と規定されている。

給付額基準の第2は、「普通成年男子労働者」の賃金の45%以上に相当するものでなければならないとするものである。この場合、「普通成年男子労働者」とは、機械類(電気機械類を除く)の製造に従事する未熟練労働者の代表的なものと認められる者等と規定されている。

- ② 全ての住民が適用対象とされている場合の給付額は、「普通成年男子労働者」の賃金の45%以上の額であって、所定の規則によって定められる額でなければならないとされている。この場合、給付額は、受給者の家族の資産または所得に応じて減額することができるが、この減額された給付額と受給者の他の資産または所得を合計した額が受給者の家族が健康な生活を営むに足るものでなければならない。
- ③ 受給資格期間のうち、拠出または雇用についての期間が30年でなく、10年を越えるが30年未満の期間として定められている制度にあつては、その短縮された資格期間1年につき、その給付の基準は、100分の0.5を減少することができることとなっている。したがって、20年を資格期間とする制度にあつては、その者の従前の所得の40%あるいは、普通成年男子労働者の賃金の40%に相当する給付を行えば良いわけである。

## (4) 減額給付

(2)①の受給資格要件を満たさない者であっても、次の要件のいずれかを満たす者に対しては、各々何らかの減額給付を確保しなければならないこととされている。

- ① 保険料拠出期間または雇用期間が15年以上ある者
- ② 適用対象が、経済活動に従事する全ての者である場合にあって、一定の拠出期間を満し、かつ、一定の年平均回数の拠出を行ったことなどを要件としている場合にあっては、要件とされている一定の資格期間を満し、要件とされている拠出回数の2分の1以上の回数の拠出を行った者

## 廃疾給付

## (1) 適用対象

老齢給付に同じ。

## (2) 受給要件

- ① 廃疾の程度は、有償活動への就業不能で永久的なものとなる虞れのあるものまたは、永久的とまでは言えないが、一時的な労働不能の後も存続するものを対象とする。
- ② 資格期間は、次のいずれよりも厳しいものであってはならない。すなわち、15年の保険料拠出期間、15年の雇用期間または10年の居住期間。また、経済活動に従事する全ての者が保護される制度にあっては、3年の拠出期間を満した者で、かつ、1年につき所定の回数以上の拠出を行った者または拠出回数の年平均が所定回数以上の者についても給付が確保されなければならない。
- ③ また、給付は、事故の全期間にわたって、または老齢給付が支払われるまで支給しなければならない(第8条、第11条、第12条)。

## (3) 給付額

給付は、妻および2子を有する男子について、次の基準により行われなければならないものとされている。

- ① 被用者の全て、または全経済活動人口の75%以上が適用対象とされている場合の給付額は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

第1は、受給者の従前所得の50%以上でなければならないことである。ただし、従前所得については、「熟練男子労働者」の賃金に等しいかまたはそれ以上の額の上限を設けることができることは、老齢給付の場合と同様である。

給付額基準の第2は、「普通成年男子労働者」の

賃金の50%以上に相当するものでなければならないとするものである。

- ② すべての住民が適用対象とされている場合の給付額は、「普通成年男子労働者」の賃金の50%以上の額であって、所定の規則によって定められる額でなければならない。この場合に、給付額は受給者の家族の資産または所得に応じて減額できることおよび減額された給付額と受給者の他の資産または所得を合計した額が受給者の家族が健康な生活を営むに足るものでなければならないことは、老齢給付の場合と同様である。
- ③ 拠出、雇用または居住の受給資格期間が5年に短縮されている制度にあっては、給付額は、その者の従前所得の40%あるいは「普通成年男子労働者」の賃金の40%に相当するものであれば良いこととされている。
- ④ 拠出または雇用についての受給資格期間が15年ではなく、5年をこえるが15年未満の期間として定められている制度にあっては、その短縮された資格期間1年につき、その給付の基準は、100分の1.0を減少できることとなっている(第11条)。

## (4) 減額給付

(2)②の受給資格要件を満たさない者であっても、次の要件のいずれかを満たす者に対しては、各々何らかの減額給付を確保しなければならないこととされている。

- ① 保険料拠出期間または雇用期間が5年以上ある者
- ② 適用対象が経済活動に従事する全ての者である場合にあって、一定の資格期間を満し、かつ、一定の回数の拠出を行ったことを要件としている場合にあっては、要件とされている一定の資格期間を満し、かつ、要件とされている拠出回数の2分の1以上の回数の拠出を行った者

## 遺族給付

## (1) 適用対象

適用対象は、次のいずれかとすることとされている。

- ① 加盟国が批准を行った活動部門における被用者たる扶養者の妻、子および国内法令で定めるその他の被扶養者
- ② 加盟国が批准を行った活動部門における全経済活動人口の75%以上の者の扶養する妻、子および国内法令で定めるその他の被扶養者
- ③ 加盟国の住民である、扶養者を失った全ての妻、子および国内法令で定めるその他の被扶養者

## (2) 受給要件

- ① 適用を受ける事故は、扶養者の死亡の結果、その寡婦、子等の受ける扶養の喪失とされている。
- ② 寡婦に対する給付は、寡婦が自活できないことを条件とすることができることとされている。この場合に、次の場合には、その寡婦は、自活できないと推定されるものでなければならない。すなわち、寡婦が老齢年金を受ける資格を有する年齢に達している場合、寡婦が所定の身体障害者である場合、または、寡婦が遺族給付の受給資格を有する死亡扶養者の子を養育している場合がこれである。

なお、子のない寡婦で、自活することができないと推定される者については、遺族給付の受給要件として、最短婚姻期間を定めることができるとされている。

- ③ 資産または所得調査については、適用を受ける制度が全住民を対象とする場合に限り、老齢給付の場合と同様の方法で、要件とすることができることとされている。
- ④ 扶養者の資格期間は、次のいずれよりも厳しいものであってはならない。すなわち、15年の保険料拠出期間、15年の雇用期間または10年の居住期間。また、経済活動に従事する全ての者が保護される制度にあっては、3年の拠出期間を満した者で、かつ、1年につき所定の回数以上の拠出を行った者または、拠出回数の年平均が所定回数以上の者の扶養者についても給付が確保されなければならない（第21条、第22条、第24条）。

## (3) 給付額

- ① 給付は、2子を有する寡婦について、老齢給付の場合とまったく同様の基準により行わなければならないものとされている。
- ② 拠出、雇用または居住の受給資格期間から5年に短縮されている制度にあっては、給付額は、扶養者の従前所得の35%あるいは「普通成年男子労働者」の賃金の35%に相当するものであれば良いこととされている。
- ③ 拠出または雇用についての受給資格期間が15年ではなく、5年をこえるが15年未満の期間として定められている制度にあっては、その短縮された資格期間1年につき、その給付の基準は、100分の1.0を減少できることとなっている（第23条、第24条）。

## (4) 減額給付

(2)④の受給資格要件を満さないが、次の要件のいずれ

かを満す者の遺族に対しては、何らかの減額給付が確保されなければならないこととされている。

- ① 保険料拠出期間または雇用期間が5年以上ある者の遺族
- ② 経済活動に従事するすべての者の遺族が保護される場合において、一定の資格期間を満し、かつ、一定の回数以上の拠出を行ったことを要件としている場合にあっては、要件とされている一定の資格期間を満し、かつ、要件とされている拠出回数の2分の1以上の回数以上の拠出を行った者の遺族

## 共通規定

老齢給付、廃疾給付および遺族給付のすべてに共通する規定として、次の諸規定が定められている。

## (1) 支給停止、減額

- ① 各給付の支給は、受給権者が有償活動に従事している場合に、所定の条件に基づいて停止することができる。
- ② 拠出制の制度の給付は、受給権者の所得に応じて減額することができる。また、無拠出制の制度の給付は、受給権者の所得または他の資産に応じて減額することができる。
- ③ 関係者が加盟国の領域内にいない場合。ただし、拠出制の制度に基づく給付については、この限りでない。
- ④ 関係者が、同一事故に対する社会保障の他の金銭給付を受けている場合
- ⑤ 関係者が、虚偽の請求をした場合
- ⑥ 事故が関係者の刑事上の罪または重大かつ故意の非行に起因している場合
- ⑦ 関係者が、理由なくその使用のために設けられた医療施設または更生施設の利用を怠り、または、受給者の行為に関する所定の規則に従わない場合
- ⑧ 被保護者が、この条約案に規定する給付の2以上を同時に受ける権利を有する場合には、所定の条件に基づき、減額することができる。

## (2) 適用対象の例外

- ① この条約案の要求する基準と同等の基準を満す特別の制度により保護されている場合には、海上漁業労働者を含む船員または公務員については、本条約の適用除外とすることができる。
- ② 制度が被用者を保護する場合には、臨時的雇用者、無給の家族従業員、その他の被用者で、総被用者数の10%以内の者に関し、適用除外を行うことがで

きる。

6. 以上が、ILO 条約における老齢、廃疾または扶養者の死亡に対する所得保障の最低基準の概要であるが、さらに、将来実現すべき事項の指針としての勧告案においては、適用対象を臨時的雇用の者、経済活動に従事するすべての者までに拡大すること、給付額は、従前所得

の 50% あるいは普通成年男子労働者の賃金の 50% まで増額すること、他人の介護を必要とする年金受給者に対しては、割増給付を支給すべきこと、給付額は、一般所得水準または生計費の変動を考慮して定期的に調整すべきことが規定されている。

いずれは、これらの規定も、各国の守るべき最低基準として、条約の形式に移ることになるであろう。

### 次号 (Vol.3, No.1) 予告

巻頭言	東 畑 精 一
論 文	
社会保障の最低基準	中 鉢 正 美
同 上	小 倉 襄 二
ヨーロッパにおける公的扶助制度	田 代 不二男
イギリスにおける救貧制度の展開	伊 部 英 男
資 料	
昭和 42 年度社会保障予算について	厚生省大臣官房会計課
わが国における最低生活費の研究	小 沼 正
研究会ノート	
政策研究における基本的立場	山 田 雄 三
昭和 42 年度研究プロジェクト	
研究会中間報告	
経済指標・社会指標の活用に関する研究	第 II 研究会
アメリカ社会保障の展開——35年法に至る——	第 V 研究会
コミュニティ・デベロップメントの課題	第 III 研究会
書 評	
小谷義次著『福祉国家論』	石 崎 唯 雄
松原治郎編『福祉社会学』	佐々木 交 賢
R. ティトマス『福祉国家の理想と現実』	嶋 田 啓一郎
Ph, Cagon, <i>The Effect of Pension Plans on Aggregate Saving</i>	江 見 康 一
John Burnett, <i>Plenty and Want—a Social History of Diet in England from 1815 to Present Day</i>	石 畑 良太郎
社会保障統計	
社会保障研究所日誌	